

寄居町

定住促進補助金

のご案内

補助金額

基本額

子育て世帯の転入者 40万円

40歳未満の転入者 30万円

加算額

地域加算 10万円 ※寄居・男衾駅周辺の用途地域内に住宅を取得する方

受付期間

令和3年4月12日から令和4年3月18日

※補助申請額が予算額に達したときには受付を終了します。

補助対象者の要件

- 子育て世帯（18歳以下の子どもがいる世帯）または令和3年3月31日時点で40歳未満の方で、平成29年4月1日以降に寄居町（中心市街地を除く※）に転入する方
- 転入前に3年以上他の市区町村に住んでおり、新たに寄居町に転入する方
- 世帯全員に町税等の滞納がない方
- 過去に当該補助金・まちなか住宅取得支援補助金を受けていない方
- 世帯に寄居町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと
- 当該住宅の所有者または共有者が公共事業の補償により当該住宅を取得していないこと

住宅の要件

- 平成29年4月1日以降に申請者の居住用に契約した新築住宅であること
- 補助の対象となる住宅の敷地面積が150㎡以上であること
- 平成29年度以降に申請者の名義で建物登記が完了し、入居できること。

加算対象の区域



※中心市街地の区域(図の斜線部)では、まちなか住宅取得支援補助制度を実施しています。

申請手続および交付決定

※事前に都市計画課にご相談ください。

以下の申請書類を寄居町都市計画課に申請してください。

- 寄居町定住促進補助金交付申請書（様式第1号）
- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書等（コピー）
- 建築基準法第7条の2第5項の規定による**検査済証**（コピー）
- 建物登記の全部事項証明書
- 申請者の戸籍全部事項証明書または戸籍謄本（3か月以内）
- 申請者の世帯全員の住民票（**本籍・続柄**を載せたもの）（3か月以内）
- 申請者が3年以上継続して町外に居住していたことを証明できる戸籍の附票または住民票の除票等（3か月以内）
- 申請者及び世帯全員（中学生以下を除く）の寄居町における税の滞納がないことを証する書類（完納証明書）（3か月以内）
- 誓約書（様式第4号）
- 申請書類確認表（申請者確認欄で書類・要件の不備がないかご確認ください）

町が申請内容を審査し、申請者に交付または不交付の決定を通知します。

交付決定通知を郵送する際、請求書を同封しますので、14日以内に必要事項を記入の上ご提出ください。

補助の取消しおよび返還

補助金の交付結果通知書の通知日から5年以内に補助対象者が転居または転出したときや、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときなどは、補助金を返還していただく場合があります。

申し込み方法

寄居町公式ホームページにて、詳細な案内の確認や申請書のダウンロードができます。

また、寄居町役場2階都市計画課の窓口にて申請書の配布および申請受付を行っています。内容についてご不明な点がございましたら、寄居町都市計画課までお問い合わせください。

その他

申請内容・居住状況の確認などのため、必要に応じて実地調査をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

また、この補助金を利用される予定の方は、フラット35の金利引下げを受けることができます。詳細は「フラット35 寄居町」で検索いただくか、右QRコードから住宅金融支援機構のHPをご覧ください。



<お問合せ先>

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

寄居町役場 都市計画課

TEL : 048-581-2121 (代表)

FAX : 048-581-1173

